

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において、宅配業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、バイクで配達中、自転車と接触して転倒し、同日、D病院に救急搬送され、「多発外傷、右大腿打撲傷、両手部打撲傷、頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肋軟骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月までは待機期間を除く全日数を支給し、それ以降については、通院日のみ支給の対象とし、それ以外は支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法における休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものとされ、その要件は決定書別紙の判断の要件に記載されているとおりである。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、病訴・自覚症状・診療内容を「頸部痛、腰痛、右肋骨部痛、後頭部痛、手指のしびれ、理学療法」と述べ、休業の必要性については、「自覚症状を休業の主な理由としている場合、医学的に完全に就労可能であることも、不可能であることも証明することは困難である。したがって、本人より疼痛のため就労不能であると申し出があり、実際に休業している場合は認めざるを得ない。」と述べ、さらに、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、「就労不能の理由を『疼痛』に限定したものでなく、例として挙げたものである。しびれや脱力等の神経症状も含めて就労不能の理由である。」と述べている。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初診時の病訴、他覚所見について「右後頸部痛、右側胸部痛、右小指痛、右大腿部痛、左母指痛、右第5～7肋軟骨に著明な圧痛点、X-P、CTに明らかな骨折なし」と診断し、休業の必要性については、「平成〇年〇月〇日までの状況から推察すると、肋軟骨骨折は、デスクワークなら可能と考えるが、職業的に労働は難しいと考える。受傷1～2か月が妥当と考える。」と述べているところ、同年〇月〇日付け労災保険休業補償に関わる意見書においては、「デスクワークを含め職業的に労働は難しい。なお、G病院への紹介日は平成〇年〇月〇日である。平成〇年〇

月〇日は（その後の）断続的診察のうちの1日である。」と訂正している。

- (3) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「多発外傷であるが、症状は自訴（痛みの訴え）が主で他覚所見が認められず、休業期間は6か月程度が妥当である。その後は通院日のみ認めるのが妥当である。」と述べており、さらに、I医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において「傷病内容から、多発外傷については、頰椎捻挫及び腰椎捻挫の治療が長期化した由であるが、業務上休業については急性期としての6か月間が妥当であり、それ以降については通院日のみ業務上と考える。」と述べている。
- (4) 上記各医学的意見について検討すると、E医師の意見は、請求人の休業の要否について判断を行うことは困難であることを示唆しているにとどまり、F医師は、後の意見書において、従前の意見を訂正し、デスクワークを含め労働は難しいと述べているものの、その訂正の理由については具体的な根拠は示されていない。当審査会としては、請求人の傷病の状態と療養経過に照らし休業の必要性を検討した上記H医師及びI医師の所見が妥当であり、請求人の本件傷病は、6か月程度経過した平成〇年〇月〇日以降は、軽作業が可能な状態に至っていたものと判断する。
- (5) なお、請求人は、痛みのみではなく、右上肢のしびれ等のため、利き腕である右腕に力が入らず、右腕をぶらぶらさせている状態であったことを前提に就労の可否が判断されなければならないと主張する。

しかし、H医師及びI医師は、請求人の右上肢のしびれ等の病訴内容を前提として判断しており、また、労災保険法第14条に定める休業補償給付の支給要件である「労働することができない」とは、労働者が負傷する直前に従事していた種類の労働をすることができない場合に限定することなく、一般に労働不能であることとされていることから、請求人の主張は採用できない。

- (6) 以上のことから、当審査会としても、請求人の受傷状況や傷病の程度に鑑み、上記H医師及びI医師の意見は妥当であり、請求人に平成〇年〇月〇日以降の通院日以外の休業が必要であるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。